

第1章 計画の概要(計画 P1~4)

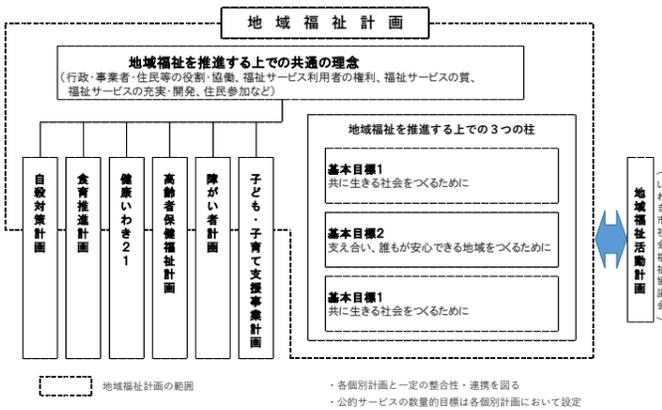
(1) 計画の位置づけと関連性について

「市地域福祉計画」は、市民福祉の増進のため、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として、市が策定する行政計画です。

本計画は、「以和貴まちづくり基本条例」における「様々な主体が共に地域の課題解決に取り組む」という理念を基本とした、福祉分野における総合計画となる計画です。

本市の保健福祉分野に関する計画としては、高齢者施策分野の「市高齢者保健福祉計画」、障がい者施策分野の「市障がい者計画」、子ども・子育て施策分野の「市子ども・子育て支援事業計画」及び保健・健康施策分野の「健康いわき21」、「市食育推進計画」、「市自殺対策計画」があります。本計画は、これら個別計画を持つ個別・専門的な考え方や取り組みを、「地域で暮らす市民」の視点から総合的に横につなぐ計画として位置づけます。

【地域福祉計画の位置づけと個別計画との関連】



(2) 計画の期間について

保健福祉分野における各個別計画の計画期間は以下のとおりです。

本計画については、国のガイドラインや各個別計画の計画期間を踏まえ見直す必要があることから、新計画の期間を令和3年度から7年度までの5年間とし、必要に応じ見直しを行います。

	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)
地域福祉計画	→	→	→	→	→	→	→
高齢者保健福祉計画	→	→	→	→	→	→	→
障がい者計画	→	→	→	→	→	→	→
子ども・子育て支援事業計画	→	→	→	→	→	→	→
食育推進計画	→	→	→	→	→	→	→
健康いわき21	→	→	→	→	→	→	→
自殺対策計画	→	→	→	→	→	→	→

第2章 現状と課題(計画 P5~37)

(1) 市人口の概要

人口が減少し、高齢化率が高くなり、単身世帯が増加しています。

(2) 高齢者福祉

高齢者のみで暮らす世帯が増加し、介護サービス利用者も年々増加しています。

(3) 障がい者福祉

障がい福祉サービス等の利用者が増加していますが、必要な地域資源の不足等により、地域移行が進んでいません。

(4) 児童福祉(子育て)

子どもの数は、年々減少していますが、保育所や放課後児童クラブの利用者は増加しており、多様なサービスの受け皿や保育士の確保が課題です。

(5) 生活保護

生活保護世帯は平成28年度より微増傾向であり、新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況の変化により今後、増加する可能性があります。

(6) 生活困窮者支援

社会情勢の変化により、障がい・傷病や家庭環境など様々な課題を持つ相談者が多く、自立するためには就労支援だけでなく、個人の課題やニーズに即した支援が必要です。

(7) 権利擁護(虐待、成年後見)

子どもや高齢者、障がい者に対する虐待、配偶者等に対するDVの通報や報告があります。そのため、未然防止、早期発見が必要です。

また、権利擁護、成年後見人制度の周知、人権教育の充実が必要です。

(8) ボランティア・NPO法人

地域でボランティア活動に参加する人材の高齢化と固定化が進行しており、新たな人材の確保や育成が求められています。また、活動支援のための資金の支援も課題となっています。

(9) 東日本大震災

震災では、災害により地域におけるつながり(助け合い)の重要性について再認識しました。

避難行動要支援者支援制度を推進し、自助・互助・共助・公助による災害時に有効な支援体制の構築を図る必要があります。

(10) 令和元年東日本台風

夏井川や好間川等が決壊し、多くの市民が被害に遭いました。福祉避難所を開設しましたが、受け入れ方法や体制に課題を残しました。

(11) 家庭や地域社会の変容

社会のつながりの希薄化と社会的孤立、制度の狭間、複合化するニーズ、外国人との共生社会など、新たな課題が生じております。

第3章 計画の基本的な考え方(計画 P39~60) / 第4章 施策の展開(計画 P38~60)



第5章 計画の推進(P62~66)

(1) 多様な関係者の協働による推進

本計画の基本理念や目標については、「住み慣れた地域で共に生き、支え合い、誰もが安心して、健康で自分らしく暮らせるまち いわき」の実現を目指すものです。

(2) 包括的な支援体制の整備

多様化する地域課題や福祉施策の相談に対応するため、地区保健福祉センターや地域包括支援センターなどの相談・支援体制の充実を図ります。

(3) 市社会福祉協議会との協働による推進

本計画においては、社会福祉協議会を地域福祉の重要な担い手として位置づけるとともに、同協議会が策定する「地域福祉活動計画」と相互に連携を図りながら各施策を推進します。

(4) 計画の検証

計画の進捗状況について検証し、必要に応じて計画の見直しを図ります。